

IFRS 財団サテライトオフィスへの期待

ロンドンを拠点とする国際会計基準審議会（IASB）の監視機関である国際財務報告基準財団（IFRS 財団）から、2011年2月10日、アジア・オセアニア地域におけるリエゾン活動を強化するため、東京にサテライトオフィスを設置することが発表されています。

そこで今回は、東京へのサテライトオフィスの誘致にご尽力された方々及び関係者に、誘致活動や、今後、サテライトオフィスに期待すること等についてご寄稿いただきました。また、IFRS 財団にとってのアジアにおけるサテライトオフィスの重要性について、IFRS 財団においてアジア・オセアニアのトラスティーの取りまとめ役である Jeffrey Lucy 氏にもご寄稿いただきました。

1. 東京サテライトオフィスと日本への期待 _____ 11

IFRS 財団トラスティー／FASF 評議員 しまぎき のりあき 島崎 憲明

2. IFRS 財団にとってのサテライトオフィスの重要性について _____ 17

IFRS 財団トラスティー Jeffrey Lucy

3. 関係者からの期待 _____ 23

産業界からの期待

(社)日本経済団体連合会 専務理事 くぼ たまさかず 久保田政一

監査人からの期待

日本公認会計士協会 会長 やまぎき しょうそう 山崎 彰三

証券市場からの期待

(株)東京証券取引所グループ 取締役兼代表執行役社長 さいとう あつし 斉藤 惇

4. アジア・オセアニアにおけるサテライトオフィス設置の決定に寄せて _____ 27

AOSSG 議長／ASBJ 委員長 にしかわ いくお 西川 郁生

5. サテライトオフィスの東京誘致について _____ 30

FASF 事務局長 たかはし ひでお 高橋 秀夫

東京サテライトオフィス と日本への期待

IFRS 財団トラスティー／FASB 評議員

しまさき のりあき
島崎 憲明



1. はじめに

去る 2011 年 2 月、東京で開催された国際財務報告基準財団（IFRS 財団）トラスティー会議において、IFRS 財団のアジア・オセアニアオフィスを東京に設置することが正式に決まった。

昨年 10 月に開催されたソウルのトラスティー会議で東京設置が仮決定されたものの、その後の具体的な詰め段階で、オフィスの規模や運営方針などを巡って調整に時間を要した。一時は、東京会議までに調整がつかないのではないかと懸念も生じたが、IFRS 財団事務局と公益財団法人財務会計基準機構（FASB）の極めて精力的な協働により、東京会議前までに概ね合意を得たことが、今回のスピーディーな決定につながったと思う。また、1 月末には FASB の協力も得て、ロンドンにおいて最終的な詰めの会議を持ち、国際会計基準審議会（IASB）現議長、同次期議長、IFRS 財団トラスティー副議長、同 COO などの出席を得て、日本側と IFRS 財団、IASB との間で東京オフィス運営に関する基本的な理解のすり合わせと、相違点についての調整のための議論を十分に行ったことも、スムーズな正式決定を後押ししたと評価している。

IFRS 財団のサテライトオフィス設置計画については、2008 年に議論が開始されて以来、わが国への招致に向け、官民挙げて、会計・資本市場関係者が諸々の働きかけを行ってきた。今回の東京設置の正式決定は、関係各位とともに喜びたいと思う一方で、来年秋の開設後の運営についての日本に対する期待の大きさと責任の重さを感じている。

本稿では、サテライトオフィス設置の意義と、東京オフィスに期待される機能等について触れてみたい。

2. アジア・オセアニアにおけるサテライトオフィスの設置の声

IFRS 財団は 2001 年に設立され、ロンドンを拠点にグローバルな活動を行ってきた。EU が 2005 年から IFRS を採用したことから、IFRS 財団の活動の拠点が欧州にあって、そこから一極集中的に運営することについて、さしたる違和感はなかったものと思われる。2008 年に入って、サテライトオフィスをアジア・オセアニア地域と米州地域に新設するアイデアが具体的に検討され始めた背景には、欧州以外の地域における IFRS とのコンバージェンスの加速とアドプションに向けた相次ぐロードマップの公表がある。IFRS の国際的な広がりが 120 カ国を超

える中、IFRS 財団の機能の一部をロンドンから米州とアジア・オセアニアに分散させて運営した方が、費用対効果の観点からも望ましいのではないかということである。リーマンショック後は、IFRS 財団の財政問題もあって、この話の推進は一時中断を余儀なくされた。しかし、アジア・オセアニア地域では 15 頁の表のとおり 2011 年から 2012 年にかけて IFRS のアドプションやフルコンバージェンスが予定されており、これらをサポートし加速する意味からも、サテライトオフィスの早期設置の声が高まり、同時に、日本をはじめ中国、香港、シンガポールなどによる資金的なサポートを前提にした招致活動が活発化し始めた。

3. 東京に設置が決まった要因と経緯

私は 2009 年 1 月から IFRS 財団のトラスティーに就任したが、それ以来、サテライトオフィスのアジア・オセアニアでの設置の必要性を訴え、同時に東京への招致活動に直接的または間接的に関与してきた。これを通じて感じたことは次の三点である。

第一点は、この 2 年間、官民挙げて地道に継続的な活動を続けてきたことの結果が出たということだ。会計、資本市場関係団体や組織のトップから実務レベルまでの幅広い層の関係者が一丸となって取り組んできた成果であるといえる。我々 IFRS 財団に直接関係している者は勿論のこと、FASF 理事長、金融担当大臣、金融庁長官、東京証券取引所グループ社長、日本公認会計士協会会長、日本経団連会長など、関係するステークホルダーの責任ある立場の方々から、IFRS 財団トラスティー議長や IASB 議長の来日をとらえて、直接的に招致の要請を頂いたことは、オールジャパンの強い意思の表れとして伝わった。

第二点は、IFRS 財団、IASB 創設以来の日本の人的・資金的両面における協力に対する評価である。まず、人的面での貢献だが、2001 年のスタート時から現在までの間にさまざまな方々が直接・間接的に関与してきた実績がある。スペースの関係もあって全ての方を記載することは難しいが、関係者を 16 頁の表で年表的にまとめてみた。次に、資金的な面だが、日本は IFRS 財団が発足した 2001 年は 250 万米ドル、2002 年から 2007 年までは 200 万米ドル、2008 年以降は 280 万米ドルの資金拠出を継続して行っており、米国、欧州と並び一貫して IFRS 財団の運営を資金的に支えてきた実績がある。2008 年以降の各国負担額は、総 GDP と一人当たり GDP を勘案して拠出期待値が算定されるが、日本は期待値通りの金額を拠出してきた。国内におけるファンディングについては、2009 年までは、日本経団連、日本公認会計士協会及び監査法人、東京証券取引所グループ、全国銀行協会、生命保険協会、日本証券業協会など、特定のステークホルダーからの拠出に拠っていたが、2010 年からは、FASF の公益法人化を機に、いわゆる日本版レイビー方式という新しいファンディングスキームに変更し、特定の団体に偏らずに広く資本市場関係者に協力してもらう方法に改めた。現在、FASF には上場企業を中心に監査法人、個人などを含めて約 5,300 口（2011 年 1 月現在）の会員登録がなされており、会費収入の一部から IFRS 財団に拠出している。目下、IFRS 財団では、次の 10 年を見据えた戦略レビューを 4 つの領域に分けて検討しているが、その一つに安定的、自動的な資金調達方法の確立がある。わが国では、東京証券取引所などの協力も得て、広く資本市場関係者からサポート頂くメカニズムが構築できたことに対し、関係者のご努力に感謝申し上げたい。

第三点は、過去 10 年の貢献実績の評価に加え、次の 10 年に向けた日本への期待というこ

とである。2009年6月に金融庁は日本版ロードマップ案「金融庁中間報告」を公表し、2010年3月期から任意適用を認めること、2012年を目途に強制適用を判断することが示され、この中間報告を受けて2009年12月に内閣府令「連結財務諸表規則」が改正された。アジア・オセアニア地域ではオーストラリア、ニュージーランド、香港が2005年に、韓国が2011年に、IFRSを導入済みだが、中国、インド、インドネシアなどのG20メンバー国がIFRSの導入を決めており、日本の2012年における決定が注目される場所である。今回のサテライトオフィスの東京への設置決定には、日本がIFRSの導入に対して、更に踏み込んだ方向性を示し、この地域のリーダー国としての役割を果たしてほしいとの期待がこめられている。G20サミットの要請でもある「シングルセットの高品質な会計基準の策定を加速する」という流れの中で、わが国が将来に向けた道筋を明確に示すことを願っている。

4. 東京オフィスに期待される機能

東京オフィスに期待される機能の第一は、アジア・オセアニア地域諸国のIFRS導入の支援拠点となるということである。前述の通り、アジア主要国は、コンバージェンスかアドプションかは別として、今から数年以内にIFRSに移行するか、移行する時期を決定することを明らかにしている。IFRS財団は、アジア諸国でIFRSがスムーズに導入されるよう支援することをミッションとしている。また、IFRS移行後、これらの国々が正しくIFRSを使用しているかどうかをレビューする必要も出てくる。こうした業務をロンドンからリモートに行うには限界がある。このため、ロンドンをベースとしているテクニカルチームとは別に、東京オフィ

スにもテクニカルスタッフを常駐させ、アジア・オセアニア地域のニーズをカバーする計画である。IASBテクニカルスタッフによるIFRS導入支援は、アジア諸国としても真に必要なとされているものであり、期待が大きい分野である。同時に、アジア・オセアニア諸国同士が導入時の問題点や課題を東京オフィスに持ち寄って、IASBと共同して解決策を検討するというような、地域内の情報共有と課題解決検討の場としての機能も期待される。

第二は、東京オフィスが、アジア・オセアニア地域の声をIASBの基準開発に反映させるための拠点となるということである。IASBは、米国財務会計基準審議会（FASB）とのMOUプロジェクト完了後、新規の基準開発に入る計画を持っている。新規の基準開発にあたって、IASBは、米国だけでなく、世界各国のニーズを把握する必要がある。IASBとFASBのMOUプロジェクトを通して、米国の声はかなりIASBに届いているが、それに比べると、アジア・オセアニアの声が届きにくかったのは事実であろう。このため、東京オフィスに、アウトリーチ活動を専門に行うスタッフを常駐させ、アジア・オセアニア地域のアウトリーチ活動を地場密着型にし、これまで以上に強化する計画である。アジア・オセアニア各国のニーズが常に一致するとは限らないが、この地域の意見を東京オフィスで集約しIASBに働きかけることはこの地域にとって大変重要なことである。既に立ち上がっているアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）会議との連携や、日中韓間、日印間などでそれぞれ持たれている各種の定期協議をアジア・オセアニア地域全体に拡大する場として、また、IFRS財団が注力しているXBRLのアジアにおける普及についても、東京オフィスの機能を活用することが期待される。

アジア・オセアニア地域がアメリカと欧州に

比肩しうる第3極としてのまとまりをもってIASBに意見発信を行うということは、IASBにとっても、米・欧に次ぐ第三の柱ができるという意味で、運営に安定性が増すものと思われる。IFRS財団の目標は、IFRSが高品質で単一の会計基準となることである。IFRSが真の世界基準であるといえるためには、今まで以上にアジア・オセアニアの声を傾け、それを基準開発に生かしていくことが欠かせない。世界の経済成長のアジア依存が強まる中、アジアの存在感がますます大きくなっている。高品質で単一の会計基準策定の加速を要請しているG20のメンバー国をみても、アジア・オセアニア地域からは7か国がメンバーとして参加している。この地域がサテライトオフィスの機能を活用して連携を深め、IASBに対して建設的な提言を行っていくという継続的な試みが、IFRSの品質をさらに高めることにつながるであろう。

このように、東京オフィスへの期待は高いものの、当初から間口を大きく広げて行うよりは、ロンドンとの連携を密にしながら、できることから着実に行う方が効果的であると考えている。このため、2012年のオープン時点では、常駐スタッフ4~5名のスモールオフィスとすることを念頭に置いている。しかしながら、ロンドンからは、IASBの首脳やスタッフが頻繁に東京オフィスを訪れ、東京常駐スタッフとともにアジア・オセアニア地域を回ることになる。アジア・オセアニア各国の会計人材も東京オフィスに集うことになる。東京オフィスは、単なるロンドンの出先ではなく、ロンドンとアジア・オセアニアの会計人材が集い、行きかう交流拠点となるはずだ。

5. 結びに

東京オフィスは三菱地所が地権者として現在

再開発中である東京都千代田区大手町一丁目の「大手町金融教育交流センター」に2012年10月に開設予定としている。去る4月28日にIFRS財団と三菱地所間で10年間の賃貸借予約契約を締結し、FASFを中心に事務所設置の準備に入ったところである。2月のトラスティー会議で東京設置が決定された際に、「設置後10年経過時点でオフィスの設置目的に照らして東京設置がどうであったのか再考する」ことも併せて確認されている。10年後のアジア・オセアニアにおける会計や資本市場の状況変化や、東京オフィスのパフォーマンスなどを評価して、場合によっては場所の変更もあるということである。

直近2回のトラスティー会議において、IFRS財団の次期戦略レビューについて審議されたが、その議論の中で、IFRSを採用していない国（日本、米国など）に割り当てられているトラスティーやIASBのボードメンバーの数を見直すべきだという意見があった。また、IFRSをアドプションしていない、あるいは方向性が明確に示されていない国からIFRIC（IFRS Interpretations Committee、IFRS解釈指針委員会）にメンバーを出しているのは如何なものかという声も耳にする。日本としては、このような意見に対してそれなりの反論はあるわけであるが、IFRSの採用国が増えてくると、勢いを増す主張であることを十分に認識しておく必要がある。

繰り返しになるが、日本にとって2012年の決断は大変重要な意味を持つ。日本が先々の方向性を明確に示し、それがアジア・オセアニア地域の諸国から賛同を得られるものでなければ、東京に設置したサテライトオフィスも十分に機能することは難しいだろう。

アジア・オセアニア地域の主要国又は管轄地域における IFRS の導入状況等¹

国又は管轄地域	国内の上場企業			
	IFRS との収斂に向けた取組	IFRS の任意適用が容認	IFRS が全企業に強制	監査報告書に IFRS への準拠が記載
オーストラリア			X	○
中国	X			
香港			X	○
インド	X			
日本	X	X		
韓国			X	○
マレーシア	X			
シンガポール	X			
合計	5	1	3	3

(注)

- オーストラリアは、2005 年以降、IFRS を自国基準として採用している。2005 年の採用時点では、IFRS で認められていた選択肢の削除や開示項目の追加等がされていたが、現在、IFRS とオーストラリアの会計基準は一致している。
- 中国は、すべての上場企業に IFRS と収斂している中国基準の適用を求めている。香港は、中国の特別行政区である。香港の会計基準は、2005 年 1 月以降、IFRS と完全に収斂しており、幾つかの基準において 2005 年 1 月の当初適用時点で経過措置が認められていたことを除き、IFRS と字句単位で完全に一致している。2005 年 1 月以降、香港の会計基準には、全て、IFRS と同様の適用時期と経過措置が定められている。
- インドは、2012～2014 年に掛けて、段階的に多様な企業に IFRS に収斂したインド基準を適用する旨を発表している。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) は 2007 年の「東京合意」に基づき、IFRS との収斂に向けた作業を進めている。2009 年 12 月、金融庁は、2010 年 3 月期より、国内企業の連結財務諸表作成において指定国際会計基準の適用を認める内閣府令を公表した。当該連結財務諸表を監査する上で、監査人は、指定国際会計基準への準拠に関する記載が求められるが、これが IASB が発行する IFRS と同じである場合、両基準に準拠している旨の記載をすることが認められている。
- 韓国は、2011 年より、IASB から発行されている全ての基準を韓国の財務報告基準として採用・適用している他、2009 年から同基準の早期適用が認められている。
- マレーシアの取引所に上場されている外国企業には、IFRS の適用が認められている。マレーシアは、2012 年 1 月に、マレーシアの会計基準を IFRS に収斂させる計画を発表した。
- シンガポールでは、シンガポール株式取引所に上場している外国企業には、IFRS の適用が認められている。国内企業には、シンガポール会計企業規制当局 (ACRA) による承認を条件として、IFRS の適用が認められている。シンガポールは、殆どの基準を字句単位でシンガポール版の IFRS として採用している。2009 年 5 月、シンガポール政府は、2012 年までにシンガポールの会計基準を IFRS と完全に収斂させる計画を発表した。完全に収斂したシンガポール基準は、シンガポール株式取引所に上場している全ての国内企業に適用予定である。

1 AOSG Vision Paper (2011 年 6 月公表) をベースに、適宜、加筆修正の上、ASBJ 研究員により作成。

会計基準を巡る国際的な動向

	IFRS 財団 トラスティーズ 議長	IASB 議長	IFRS 財団 トラスティーズ	IASB 理事	金融庁長官	日本公認会計士 協会会長	FASB 理事長	ASBJ 委員長	主な出来事 (国) : IFRS に関する出来事 (日) : 日本基準に関する出来事 (米) : 米国基準に関する出来事
2001年	Paul Volcker	David Tweedie	福間年勝	森昭治	高木祥吉	中地 宏	小林正夫	斎藤静樹	1月(国) IASCF、IASB 発足
2002年									7月(日) FASB、ASBJ 発足
2003年									10月(国・米) ノーワーク合意
2004年									10月(日) 経団連提言「会計基準に関する国際的協調を求める」 3月(日) JICPA「2005年問題に関する提言」 6月(日) 企業会計審議会「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応」
2005年									1月(国) 欧州全上場企業 IFRS 強制適用 3月(国・日) IASB と ASBJ、定期協議開始 7月(国・日) EU による同等性評価
2006年	※ Phillip Laskawy	David Tweedie	橋本徹	山田辰己	五味廣文	藤沼重起	萩原敏孝	西川郁生	2月(国・米) コンバージェンスに関する MOU 締結 5月(米・日) FASB と ASBJ、定期協議開始
2007年	8月(国・日) 東京合意								
2008年	Gerrit Zalm								9月(国・米) MOU 改正 11月(米) IFRS の適用に関するロードマップ
2009年	6月(日) 日本版ロードマップ								
2010年	※ Co-Chair								12月(日) 内閣府令「連結財務諸表規則」の改正 3月(日) IFRS 任意適用開始
2011年	Hans Hoogerwort	藤沼重起(副議長)	島崎憲明	菅地隆継	三國谷勝範	山崎彰三			2月(国・日) IFRS 財団サテライト・オフィスの東京設置が正式決定 6月(国・米) MOU 目標期日 年内(米) IFRS 適用に関する方針公表予定
2012年									年内(日) IFRS 採用の是非を決定予定

※Tommaso Padoa-Schioppa